

新		旧		備考
<p style="text-align: center;">海外商社名簿について</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度 00063 沿革 (略) <u>平成 25 年 11 月 14 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条～第 14 条 (略) 別表 1 (略)</p> <p>別表 2 第 3 条第 3 項に定める事故管理区分の格付及びその評価基準を次表のとおりとする。</p>		<p style="text-align: center;">海外商社名簿について</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度 00063 沿革 (略)</p> <p>第 1 条～第 14 条 (略) 別表 1 (略)</p> <p>別表 2 第 3 条第 3 項に定める事故管理区分の格付及びその評価基準を次表のとおりとする。</p>		
格付	評価基準	格付	評価基準	
GR	次の各号のいずれかに該当する者（事故管理区分 B 及び別表 3 の各号のいずれかに該当する者を除く。） 一 内容変更承認申請書等の提出により信用危険の発生が認められた者又は事情発生通知書若しくは損失発生通知書等により信用危険の発生等が通知された者 二 相当の支払遅延のある者 三 過去 2 年以内に手形又は小切手の不渡が発生した者 四 取引が推薦されない者 五 信用供与が不相当と勧告されている者 六 債務超過になっている者 七 信用危険による保険金支払の対象となった者のうち、当該支払保険金に係る回収すべき金額の全部を回収した者（ <u>債権売却等により回収すべき金額がなくなった者を含む。</u> ）であって、信用状態の回復が明らかでない者（ <u>但し、回収に係るリスケジュール契約を履行している者もこれに含むことができるものとする。</u> ）	GR	次の各号のいずれかに該当する者（事故管理区分 B 及び別表 3 の各号のいずれかに該当する者を除く。） 一 内容変更承認申請書等の提出により信用危険の発生が認められた者又は事情発生通知書若しくは損失発生通知書等により信用危険の発生等が通知された者 二 相当の支払遅延のある者 三 過去 2 年以内に手形又は小切手の不渡が発生した者 四 取引が推薦されない者 五 信用供与が不相当と勧告されている者 六 債務超過になっている者 七 信用危険による保険金支払の対象となった者のうち、当該支払保険金に係る金額の全部を回収した者であって、信用状態の回復が明らかでない者	
ER		ER		
SR		SR		

新		旧		備考
GB	次の各号のいずれかに該当する者（別表3の各号のいずれかに該当する者を除く。） 一 事情発生通知書又は損失発生通知書等により信用危険の発生等が通知された者であって、次のいずれかに該当する事由により債務を履行できない者 イ 解散した者 ロ 清算手続中の者、あるいは清算手続が終了した者 ハ 買収、営業譲渡等により営業活動を終了した者又はこれに準ずる状態にある者 二 信用危険による保険金支払の対象となった者であって、当該支払保険金に係る回収すべき金額の全部又は一部が未回収となっている者（ <u>但し、事故管理区分Rに該当する者を除く</u> ） 三 業務に関し、刑法、経済関係法令、税務関係法令又は労働関係法令の規定に違反した疑いで起訴され、無罪が未確定の者。これらの法令の規定に違反して刑に処せられ、その執行が終わった日若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者又はこれらの法令に違反して過料の賦課、営業停止その他の行政処分に処せられた日から2年を経過していない者	GB	次の各号のいずれかに該当する者（別表3の各号のいずれかに該当する者を除く。） 一 事情発生通知書又は損失発生通知書等により信用危険の発生等が通知された者であって、次のいずれかに該当する事由により債務を履行できない者 イ 解散した者 ロ 清算手続中の者、あるいは清算手続が終了した者 ハ 買収、営業譲渡等により営業活動を終了した者又はこれに準ずる状態にある者 二 信用危険による保険金支払の対象となった者であって、当該支払保険金に係る回収すべき金額の全部又は一部が未回収となっている者 三 業務に関し、刑法、経済関係法令、税務関係法令又は労働関係法令の規定に違反した疑いで起訴され、無罪が未確定の者。これらの法令の規定に違反して刑に処せられ、その執行が終わった日若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者又はこれらの法令に違反して過料の賦課、営業停止その他の行政処分に処せられた日から2年を経過していない者	
EB		EB		
SB		SB		
別表3	(略)	別表3	(略)	
<u>附 則</u> <u>この改正は、平成25年11月18日から実施する。</u>				